よこはまウォーキングポイント事業 歩数計アプリを活用した仕組みに関する共同事業者の募集に関する「質問書」に対し、次のとおり回答します。

1 参加登録に関すること (4件)

No.	質問要旨	回答
1	参加者について、参加者(18歳以上の横浜市民、	本人申告での承諾で問題ありません。
	横浜市在勤、在学者等) は本人申告での承諾で問	※事業所コードが正しく入力された方のみ利
	題ないでしょうか?(※事業所コードが分かれば	用開始できる仕様とします。
	OK なのか)	
2	第4 事業内容	本人確認書類等による本人認証は必要ありま
	概要 6 事業フロー図より	せん。
	歩数計アプリの参加登録の流れに、参加者(市民	
	等) の本人認証の方法が明記されていれません	
	が、本人確認書類等による本人認証は必要ないと	
	いう理解でよろしいでしょうか。	
3	申込み	本人確認は必要ありません。
	本人確認は必要でしょうか。	
4	P13 アプリ利用開始時の登録について	「利用開始時に、居住地で横浜市外の神奈川
	「利用開始時に、居住地で横浜市外の神奈川県・	県・神奈川県外を選択し、正しい事業所コー
	神奈川県外を選択し、正しい事業所コードの入力	ドの入力がない人」は、抽選応募不可となっ
	がない人は、抽選応募不可とし、」とありますが、	ても、本アプリへの参加自体は"OK"とする
	この場合、抽選応募は不可となっても、本アプリ	ことになります。
	への参加自体は"OK"とすることになりますでし	P6 の参加者には、「歩数計アプリを活用した
	ょうか?この場合、横浜市民(または在勤・在学)	仕組みに参加登録をした、18歳以上の横浜市
	でなくても参加できることになりますが、P6 の	民、横浜市在勤・在学者等とします。」と記
	参加者には、「歩数計アプリを活用した仕組みに	載しており、横浜市民(または在勤・在学)で
	参加登録をした、18 歳以上の横浜市民、横浜市	なくても参加できることになります。
	在勤・在学者等とします。」と記載されておりま	
	す。	

2 アプリに関すること (3件)

No.	質問要旨	回答
1	対応スマホ要件について、今回対応スマホについ	募集要項記載のとおり、「歩数計アプリで測
	て、OSの Ver 指定のみとなっておりますが、メ	定される歩数とよこはまウォーキングポイン
	ーカ、機種種別でセンサー利用について大きな差	ト事業の歩数計で測定される歩数を、同条件
	異があり、2種類の端末でテストして問題なけれ	で比較検証」、「アイフォン及びアンドロイ
	ば大丈夫というのは無理がありますが、問題ない	ド端末各 <u>2台以上</u> で検証」した結果をご提示
	でしょうか?	ください。
2	既存マーケットアプリの利用について、すでにマ	「歩数計アプリを活用した仕組みを活用し
	ーケットで配布されている弊社アプリを DL し、	て、自社サイトへの誘導や民間企業等から広
	初回利用時に横浜市専用のログインをすること	告収入を得るなど、利益が生じるような行為
	により機能を出しわけることは可能でしょう	をすることはできません。」ので、すでにマ
	カッ?	ーケットで配布されているアプリを DL し、初
		回利用時に横浜市専用のログインをすること

3 (要領7)「I 歩数計アプリを活用した仕組み の構築 提案内容」より

共同事業者募集要項の「3提案書作成項目詳細」のI(2)に記載されている「指定」の項目で提案書(要領7)(2)-2に記載されていない項目がありますが、記載がある項目のみ提示すればよろしいでしょうか。

により機能を出しわけることは不可能です。 共同事業者募集要項の「3提案書作成項目詳細」のI(2)に記載されている「指定」の項目で提案書(要領7)(2)-2に記載されていない項目として、「◇アプリで測定・記録された内容が表示される画面等について」がありますが、これは提案項目を含んでいるため、(2)-1「◇アプリで測定・記録された内容が表示される画面について」で画面全て(グラフ等を含む)を示してください。

3 システムに関すること (5件)

	ンステムに関すること(5件)	
No.	質問要旨	回答
1	外部企業連携について、例えばインセンティブ確	インセンティブのポイントを付与するために
	保のため、ワオンポイントを付与する関係で、イ	外部システムと接続することはできません。
	オンの ID 登録など外部システムと接続すること	
	は可能でしょうか?	
2	WEB サーバについて、AWS (AMAZON Web Service)	募集要項・提案書作成要領の条件を満たした
	での対応は可能でしょうか?	ご提案としてください。
3	P14 WEB システムからのデータ抽出仕様につい	参加者が希望する景品をあらかじめ選択でき
	てイ	るような仕様が必要です。
	「⑥希望する景品等を抽出し、」とありますが、	
	参加者が希望する景品をあらかじめ選択できる	
	ような仕様が必要という事でしょうか。	
4	P15 その他のアプリ機能について	別途条件とは、例えば、本市が指定する事業
	「ポイントは歩数に応じて常時付与し、別途条件	に参加したり、指定する健康行動をとった人
	に応じた付与も行うことができるものとする。」	にポイントを付与するなどを想定していま
	とありますが、別途条件とは具体的にはどのよう	す。
	なものを想定しておりますでしょうか。	歩数システム側のポイント付与基準と、スマ
	歩数システム側とのポイント付与基準が変わっ	ホアプリの別途条件に応じたポイント付与に
	てしまっても問題ないでしょうか。	ついて基準が異なることは、問題ありません。
5	P15 アプリを活用した仕組みの管理者機能につ	重複登録確認(複数チェック)は、行いませ
	いてイ	ん。ただし、抽選実施時は、別途設定する抽
	「参加者情報の登録(変更・削除・閲覧・検索・	選定義に基づき、重複当選が発生しないよう
	複数登録チェック等)及び閲覧ができる。(常時)」	確認を行います。
	とありますが、抽選応募をしていないスマホアプ	
	リ参加者は登録情報が、ニックネーム・生年月・	
	性別・居住地・メールアドレス・8桁の事業所コ	
	ード・歩数計での参加有無です。複数チェックは	
	どの情報を用いて実施するのでしょうか。	

4 インセンティブに関すること (3件)

No.	質問要旨	回答
1	インセンティブについて、インセンティブ提供会	募集要項記載のとおり、「歩数計アプリを活
	社等の表示は問題ないか、HP 等へのリンクは NG	用した仕組みを活用して、自社サイトへの誘
	となりますでしょうか?	導や民間企業等から広告収入を得るなど、利

益が生じるような行為をすることはできません。」ので、アプリ上でインセンティブ提供会社等の表示を常に行うことや、HP 等へのリンクはできません。

インセンティブの景品として協賛品を紹介するなど、直接的な収入を得ることに繋がらない範囲でのインセンティブ会社等の表示については、提案事項です。

なお、よこはまウォーキングポイント事業公式ホームページにおける、インセンティブ提供会社名の表示や HP 等へのリンクについては、別途定める予定です。

2 第5 費用負担

4 その他

歩数計アプリを活用した仕組みを活用して、自社 サイトへの誘導や民間企業等から広告収入を得 るなど、利益が生じるような行為をすることはで きません。

上記の通り記載がありますが、例えばインセンティブの景品に協賛企業のロゴや文言を入れる代わりにインセンティブ費用の一部を負担頂くことは広告収入にあたらないでしょうか。

3 アプリのディベロッパーについて、○○○○(会社名)としてアプリの配布は可能でしょうか?

例:○○○○○ for Yokohama

「歩数計アプリを活用した仕組みを活用して、自社サイトへの誘導や民間企業等から広告収入を得るなど、利益が生じるような行為をすることはできません。」ので、アプリ上でインセンティブの景品に協賛企業のロゴや文言を入れ、直接的な収入を得ることはできません。

インセンティブの景品として協賛品を紹介するなど、直接的な収入を得ることに繋がらない範囲でのインセンティブ会社等の表示については、提案事項です。

募集要項記載「5 協定書の締結に関する留意 事項」に記載のとおりです。

(2) 著作権の帰属

ア 横浜市が本事業のために費用負担して、共 同事業者が開発・構築・回収した納入物(シ ステムも含む) に関するすべての著作権(著 作権法第27条及び第28条の権利を含む) は、共同事業者が従前から保有していた著作 物の著作権を除き、横浜市が歩数計アプリを 用いた仕組みの構築費用を負担したときに、 共同事業者から横浜市へ移転するものとする (なお、共同事業者が従前から保有していた 著作物を本事業のために改修した部分のすべ ての著作権も横浜市へ移転することを含む)。 この場合において、共同事業者は、横浜市に 対し、当該著作物について、横浜市が契約の 履行の目的物を使用するために必要な範囲 で、著作権法に基づく利用を無償で許諾する ものとする。

イ 横浜市及び共同事業者は、前項に基づく横 浜市への著作権移転の対価は歩数計アプリを 用いた仕組みの構築費用に含まれることを確 認する。

(中略)

(4) 成果の取扱い及びその帰属

ア 本事業の成果とは、本事業により得られた 成果のうち、本事業の目的に直接関係する発 表、考案、意匠、ノウハウ等の一切の技術的 成果をいう。

イ 事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果については、横浜市及び共同事業者の両社に帰属するものとする。ただし、横浜市又は共同事業者の各々に既に帰属している成果は除くものとする。

担当 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市庁舎7階 横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課

よこはまウォーキングポイント担当

電話:045 (671) 3892 FAX:045 (663) 4469